

15 のいす「杓子定規」



最高裁判所判事 北川弘治

一昨年5月にアメリカとカナダへ出張したときの経験です。その前の年の同時多発テロ事件からまだ8か月しか経っていない時期でしたので、空港でのセキュリティ・チェックは、厳重を極めました。もちろん、進んで協力したのですが、私の機内持ち込み手荷物の中の洗面用具を入れた小さなバッグに、赤ちゃんの爪切り用の鋏【はさみ】を入れていました。全体の長さが7センチくらい、刃の部分が1.5センチくらい、刃の先に丸い刃留めがついたものです。アメリカ国内の二つの空港では、係員がその鋏を手にとって見はしましたが、特に問題なく通過しました。三つ目の空港でその鋏の機内持ち込みが認められず、没収されてしまいました。

チェックの目的は、凶器となり得るものの機内への持ち込みの禁止でしょうが、最初の二つの空港の係員はその鋏が凶器にはなり得ないと判断したものと思われます。三つ目の空港の係員は、「鋏類は持ち込み禁止」という指示を杓子定規【しゃくしじょうぎ】に適用して、鋏であれば、どんな大きさ、どんな形状のものでも一切駄目という判断をしたのでしよう。

私たちが裁判をするに当たって、いろいろな法律の規定の適用が問題になります。その場合に心すべきことの一つは、形式に捕らわれ過ぎて規定を杓子定規に適用することがないように、ということです。その規定が設けられた趣旨・目的などや、他の規定との関係、適用した場合の結果が妥当かどうか、などいろいろな点を検討し、目配りをしながら、その規定を適用すべきかどうかを考えていくことになります。空港での経験から、私は、改めて杓子定規に陥らないようにすることの大切さを感じました。

ちなみに、鋏を没収された空港から搭乗した機内で軽食が出ました。添えられたナイフはさすがにプラスチック製でしたが、フォークは立派な金属製で、十分凶器になり得るものでした。これを見て、苦笑を禁じ得ませんでした。